

処方・調剤・ 保険請求の



日本薬剤師会

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者さんに聞かれて困ったこと、医師に疑義照会して対応しがたいこと、納められないこと、ありませんか？ 皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。

ご質問をお寄せください。要項は次頁にあります。回答は本誌に掲載することによってのみ行います。電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。また、特殊なケースの質問は、採用されないこともありますのであらかじめご了承ください。

Q 軟膏剤どうしを混ぜる際、ケース1のように、同じ医薬品を使用しても混合する量がそれぞれ異なり、かつ、使用部位が異なる場合は、調剤料や計量混合調剤加算の算定はどのようなのでしょうか。また、ケース2のように、使用部位が同一である場合はどう考えるのでしょうか。 (静岡県 匿名希望)

ケース1	
処方1	A軟膏 20g B軟膏 10g 上記を混合し、1日2～3回 手に塗布
処方2	A軟膏 5g B軟膏 10g 上記を混合し、1日2～3回 足に塗布
ケース2	
処方1	A軟膏 20g B軟膏 10g 上記を混合し、1日2～3回 手に塗布 (ひどく痒い場合)
処方2	A軟膏 5g B軟膏 10g 上記を混合し、1日2～3回 手に塗布 (痒い場合)

表 外用薬の調剤料 (留意事項通知)

区分01 調剤料
(7) 外用薬
ア 外用薬の調剤料は、投与日数にかかわらず、1調剤につき算定する。
イ 外用薬の調剤料は、1回の処方せん受付について4調剤以上ある場合において、3調剤まで算定できる。
ウ トローチについては、外用薬として算定する。

[厚生労働省保険局医療課長通知：診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について、2010年3月5日、保医発0305第1号より]

A いずれのケースも、調剤料は2調剤として、また、計量混合調剤加算も1調剤ごとに算定して差し支えありません。

外用薬の調剤料(表)は、「投与日数にかかわらず、1調剤につき算定する」とされており、処方せん受付回数1回につき3調剤まで算定できます。また、計量混合調剤加算も「1調剤行為に対し算定できる」とされています。

一方、内服薬の調剤料の所定単位である「1剤」とは、投与日数にかかわらず、「朝夕食後服用」、「1日3回食後服用」、「就寝前服用」、「6時間毎服用」などの服用時点が同一であるものごとに整理しますが、これに対し、外用薬、浸煎薬、湯薬などの調剤料の所定単位である「1調剤」は、調剤行為を単位とするものです。

また、外用薬の調剤料の算定にあたっては、基本的に使用部位が同一であるか否かの違いを考慮して調剤数を判断するよう求められているわけではありませんので、あくまでも調剤行為・内容に応じて調剤数をカウントすることになります。

したがって、ご質問のいずれのケースも、処方1と処方2では調剤行為は別々になりますので、調剤料は2調剤(20点=10点×2調剤)として算定し、また、計量混合調剤加算も1調剤につきそれぞれ算定できます。

Q 服用時点および処方日数が同一である数種類の散剤を調剤する際、配合不適など調剤技術上の理由から個別に調剤する必要がある場合には、それぞれ別剤として算定することが認められているため、ケース1の調剤料は2剤になると理解していますが(A



散とB散が配合不適であると仮定)、ケース2のように、服用時点は同一であるが処方日数が異なるものがある場合には、どのように考えればよいのでしょうか。

(静岡県 匿名希望)

ケース1					
処方1	A散	1日2回	朝夕食後	7日分	
処方2	B散	1日2回	朝夕食後	7日分	
処方3	C散	1日2回	朝夕食後	7日分	
ケース2					
処方1	A散	1日2回	朝夕食後	7日分	
処方2	B散	1日2回	朝夕食後	7日分	
処方3	C散	1日2回	朝夕食後	14日分	

A いずれのケースも、調剤料(内服薬)は2剤ですが、ケース1については70点(35点×2剤)、ケース2については98点(35点×1剤+63点×1剤)となります。

内服薬の調剤料は、投与日数にかかわらず、服用時点が同一であるものごとに「1剤」と整理します。ただし、服用時点が同一であったとしても、①配合不適など調剤技術上の必要性から個別に調剤した場合や、②固形剤(錠剤、カプセル剤、散剤など)と液剤の場合、

さらには、③内服錠とチュアブル錠・舌下錠などのように服用方法が異なる場合——については、別剤として算定することが認められています。

そのため、ご質問のケース1については、すべて「服用時点が同一」であることから通常は1剤として考えるところですが、A散とB散が配合不適であるために、どちらかを別剤として取り扱うことができます。一方、C散については、A散またはB散のいずれかと1剤として取り扱うこととなりますので、結果的に調剤料は2剤(いずれも7日分)として算定します。

そして、ケース2については、ケース1のC散の投与日数が異なるものですが、剤数の考え方についてはケース1とまったく同じです。ただし、服用時点が同一で投与日数が異なる場合には、調剤料は「1剤」として取り扱いますが、投与日数についてはいずれか1つの部分(ここでは7日分または14日分)を適用することになっています。

通常は、投与日数が長い方を適用するのが一般的であると思われるので、したがって、ケース2の場合は14日分(C散の投与日数)を適用するものと考え、調剤料は7日分と14日分の2剤として算定するものと解釈します。

質問の募集

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者さんに聞かれて困ったこと、医師に疑義照会して対応したがいまひとつ納得できないことなどはありますか?皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。どしどしご質問ください。

「質問の募集」要項

1. 質問の範囲

- ①実際の処方せんの疑義解釈に関する質問
たとえば、処方医に疑義照会すべきかどうか迷っている事例や疑義照会の際に処方医の指示で納得できないでいる事例で、専門家の意見が知りたい、という場合など。
- ②保険調剤・調剤報酬などに関する質問
たとえば、どのようなケースが調剤拒否に該当するのか? 請求もれがあった場合の対応は? という質問など。
- ③調剤技術などに関する質問
たとえば、A散とB末を配合してもよいか? また、C錠を粉砕

してよいか? という調剤技術上の質問など。

2. 質問は文書で日本薬剤師会「調剤と情報」係まで、ご連絡ください。
3. 誌上では匿名の扱いをいたしますが、さらに詳しい内容をお聞きしないと回答できないこともありますので、住所、氏名、電話番号を必ず明記ください。
4. 質問の採否ならびに回答者の選択は、編集委員会で決めさせていただきます。
5. 質問ならびに回答は無料です。
6. 質問が採用された方には、じほうから図書カードが贈呈されます。

ただし、本コーナーへの質問はあくまでも「調剤と情報」誌への掲載を前提としておりますので、個人的・特殊な質問にはお答えできません。ご了承ください。また、回答は本誌面によってのみ行います。電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。

送付先 〒160-8389 東京都新宿区四谷 3-3-1 富士・国保連ビル 日本薬剤師会「調剤と情報」事務局
TEL.03(3353)1170 FAX.03(3353)6270